

## 2022 年度 JAXA 直接出資に係る募集(募集要項)

2022 年 4 月 1 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
新事業促進部長 伊達木 香子

### 1. 背景・目的

- (1) 2021 年 4 月に施行された、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正により、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という。)に出資機能が導入されました。

また、2020 年 6 月に閣議決定された宇宙基本計画では JAXA の研究開発成果を活用する事業創出およびオープンイノベーションを喚起する取組を強化するために出資機能等を促進するとの考え方が示されています。

- (2) JAXA は、JAXA の研究開発成果の最大化及び社会実装並びに我が国の産業競争力及び産業科学技術基盤の維持・強化につなげるべく、出資機能を早期且つ有効に活用していきたいと考えています。特に直接出資においては、シード・アーリー段階における成果活用事業者に対し出資及び人的・技術的援助(以下、「直接出資等」という。)を戦略的・効率的に行うことで、成果活用事業者のビジネスの新規参入及び成長を支援し、JAXA の研究開発成果のビジネス利用を促進することを目的としています。

- (3) この度 JAXA では、JAXA の直接出資等を受けることを希望する成果活用事業者の募集(以下、「本募集」という。)を実施します。

募集締切の後、JAXA 所定のプロセスを経て、JAXA は出資先となる成果活用事業者を選定します。その後 JAXA は当該成果活用事業者との間で出資契約等を締結し、直接出資等を行うことを想定しています。

### 2. 応募者の要件

- (1) JAXA 出資業務規程(以下、「規程」)第4条第1号及び第2号に定める者であって、以下のいずれかの要件にあてはまる成果活用事業者を対象とする。ただし、JAXA が出資する時点において株式会社である者に限る。

- ① JAXA ベンチャー支援規程(規程第16-19号)第7条の定めに基づき、JAXA により JAXA ベンチャーとして認定された企業
- ② JAXA の知的財産を活用する事業を行う者であって、シード・アーリー段階にあるもの。ただし、JAXA の知的財産の活用の度合いが僅少である場合には対象としない。

### 3. 実施プロセス等

- (1) JAXA の直接出資等を受けることを希望する場合は、本募集要項に定める様式(別添1を参照)に従い、申請を行ってください。(以下、申請を行った者を「申請者」という。)

- (2) JAXA 新事業促進部は、前項で申請頂いた内容を確認し、所定の資料(別添2を参照)等が期日までに提出されていることを確認し、同申請の受理を行います。

- (3) 受理された申請内容をもって、JAXA 内審査プロセスに移行するか否かの書類審査による一次選定を行い、同結果を申請者にご回答します。

- (4) 審査プロセスに移行した場合、JAXA 新事業促進部は、同プロセスに必要な審査資料として個別案件に係る出資計画(以下、「個別出資計画」という。)を立案します。同計画は以下の項目から構成され、この立案に当たり、申請者に対して必要な資

料の提供等の各種協力を求めることがあります。

- ① 申請者の事業及び経営等に関する調査
  - A) 企業情報
  - B) 事業情報
  - C) 事業進捗
  - D) 財務情報
  - E) 法務情報
- ② 人的及び技術的援助に係る基本計画
- ③ 成果指標
- ④ 出資条件
- ⑤ 出資後の株式等の処分方針

- (5) 当該個別出資計画の立案後、JAXA 出資統括者の判断を経て、これを JAXA が規程で定める複数の会議体に附議します。(審査基準は、**別添 3**を参照)
- (6) 前項附議結果を受け、最終的に JAXA の理事長が、直接出資先となる成果活用事業者及び出資条件その他の出資の実施に必要な事項等を決定します。
- (7) 理事長による決定後、選定された成果活用事業者及び JAXA の間で出資契約の締結を行い、JAXA は出資を行います。出資実行後、JAXA は適切な時期に对外発表(出資先及び出資金額等を想定)を行うことを原則とします。
- (8) JAXAによる出資に係る決定等は、関係法令、政府の定めるガイドライン及び JAXA の内規に則って行われます。(参考資料を参照)
- (9) 前各項の実施プロセスや決定過程において、申請者側に損害が生じた場合であっても、JAXA は一切の責任を負いません。

#### 4. 応募方法及び期限等

本募集要項に定める様式に従って申請書を作成いただき、電子メール等にて次項の問合せ先まで提出をお願いします。

期限:2022年4月28日12時00分

なお、以降のスケジュールは、以下のとおり想定しています。

- |      |        |
|------|--------|
| 5月   | 一次選定   |
| 6~7月 | 審査プロセス |
| 8月   | 最終選定   |
| 9月   | 契約締結   |

#### 5. 問合せ先

(所属)新事業促進部 事業支援課  
(メールアドレス)[nepd-shusshi@ml.jaxa.jp](mailto:nepd-shusshi@ml.jaxa.jp)  
(所在地)〒101-8008 東京都千代田区神田駿河台 4-6

#### 6. 募集に伴う情報の取扱い

- (1) JAXA が提供する情報の取扱いは秘密保持約款(**別添 4**を参照)に従っていただくことを条件としますので、本募集への申請時に、所定の様式に従って「秘密保持約款への同意及び秘密保全に関する管理者の通知について」(**別添 5**を参照)の提出をお願いいたします。

- (2) 申請者から提供いただく資料の中に申請者が保有する秘密情報が含まれる場合には、該当ページの右上に「第三者開示制限」と記載することで識別をお願いします。なお、資料全体に左記情報が含まれている場合は、当該資料の表紙に「全頁第三者開示制限」と記す方法をもって各ページへの個別の表示に代えることができ、各ページへの個別の表示を省略することができます。
- (3) 申請者から提供された情報(秘密情報を含む。)について、JAXA は申請内容の審査等を行うにあたり、調査委託業者及び JAXA の監査法人に対して必要な範囲に限って開示いたします。当該委託業者及び監査法人以外の第三者に対しては、JAXA は書面による申請者の事前同意なしに申請者から提供された情報を開示、または本募集の目的以外に使用しないものとします。
- (4) 提供頂いた資料は返却いたしません。

## 7. 留意事項

- (1) 申請に当たり、申請者には、自社の事業及び経営状況等を示す資料一式(別添 2)を提出することに同意していただきます。申請者は、JAXA が示す期限までに各資料を提出いただくとともに、当該資料の記載内容が真実かつ正確であることを表明し、保証することを条件に申請してください。また、かかる表明及び保証の内容が真実若しくは正確でないことが判明した場合は、本募集の選定の対象外となります。
- (2) 申請頂いた内容に関し、後日質問(書面、又は面談等)をさせて頂く場合があります。
- (3) JAXA が申請内容の確認及び審査を行うにあたり、別添 2 に含まれない資料を追加で提出依頼する場合があります。
- (4) 申請に係る書面・資料の作成、提出等に要する費用は、申請者ご自身で負担をお願いします。
- (5) 出資に伴い必要に応じて行う人的・技術的援助については、3 項のプロセスを経て、出資契約とは別に覚書を締結することを予定しますが、同援助は必ず実施するものではありません。
- (6) JAXA の出資原資は、政府の定めるガイドラインに則り、自己収入が活用されます。直接出資1社あたりの規模は未確定ではありますが、数百万～1000 万円程度が見込まれます。
- (7) 本募集において出資先に選定されることが、JAXA 事業等の調達先の選定時において、優位又は劣位に取り扱われることはありません。JAXA 事業への採用にあたっては、別途、入札(公開調達)など所定の手続きが必要となります。
- (8) 申請者は、自社又は自社の下請業者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを条件に申請してください。
  - ✓ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)
  - ✓ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ✓ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ✓ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ✓ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
  - ✓ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 8. 別添資料

- (1) 応募申請書様式
- (2) 提出資料一覧
- (3) 審査基準

- (4) 秘密保持約款
- (5) 様式「秘密保持約款への同意及び秘密保全に関する管理者の通知について」

9. 参考資料

- (1) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=420AC0100000063>
- (2) 内閣府・文科省制定「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」  
[https://www.mext.go.jp/content/20210611-mxt\\_chousei02-000007678\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210611-mxt_chousei02-000007678_1.pdf)
- (3) 出資業務規程(規程令和第3-17号)
- (4) 出資委員会設置規程(規程令和第3-18号)
- (5) 出資審査会設置規程(規程令和第3-19号)
- (6) JAXAベンチャー支援規程(規程第16-19号)
- (7) 成果活用事業者の参考事例

以上